

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和8年1月30日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時20分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第57号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
- 第5 議案第58号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第59号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第60号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第8 議案第61号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
- 第9 議案第62号 非農地証明願の承認について
- 第10 その他(行事予定)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 7番 佐光 真美

7 職務のため出席した者の氏名

局長補佐 米田 正清 係長 緒方 恵美
主事 河野 睦

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 < あいさつ > それでは、1月の定例総会を始めます。
事務連絡	事務局	議長、事務局 議案の修正について、13ページの「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」の議案の21号22号については、借手からの取り下げがありましたので、議案書からの削除をお願いします。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長補佐が行います。
	局長補佐	議長、局長補佐。 それでは、1月の諸報告をさせていただきます。 3日、川南町はたちを祝う会が開催され、会長が出席されました。 5日、賀詞交歓会が開催され、会長と職務代理者が出席されました。 9日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 16日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 20日、農地転用等審査会、第1小委員会を開催しました。 21日から22日にかけて農業委員会先進地視察研修を行いました。 本日、1月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	4番	議長、4番。 1月9日、午前9時より役場第3会議室で12番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。
		(異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、4番 井尻 恵雄(いじり やすお)委員 7番 佐光 真美(さみつ まみ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思っておりますが、御異議はありますか。
		(異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第57号 5条計画変更	議長	【日程第4】議案第57号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第57号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請は、1件でございます。 申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。被承継人が一般住宅を建てるということで平成11年7月22日シレイ6005-33-5-121で許可をもらっていたところです。被承継人の家の隣の土地になります。被承継人の母親の家を建てる予定でしたが、建てる前に亡くなり、そのままとなっております。今回、承継人に売るということで申請に至りました。調査しましたが、疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第58号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第58号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第58号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人は、渡人の妹の御主人になります。場所は、込の口から細に上がっていく道沿いの川側に7筆、山側に1筆あります。受人は稲作が初めてということで、とりあえず1年間契約を結んでやってみるということです。ここは、イノシシ、サルが多いところで、電柵した方がいいですよ。と話したところ、補助金を利用して、電柵を取り付けてやってみたいとのことでした。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	4番	議長、4番 初めて、稲作を行うということですが、この方は新規就農者の方ですか。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	13番	議長、13番 トマトの研修を受けて、トマトをされるということで新規就農と思われるのですが、詳しくは、事務局に説明をお願いします。
	事務局	議長、事務局 実践塾に4年前くらいに行ってらっしゃって、トマトの研修を受けて、現在の住まいは、都農なのですが、ご自身でトマトをされている感じではなく、農家さんの手伝いを転々としているようで、本腰を入れてやっているようではなかったの、備考欄にあるように営農計画書をあげてもらっております。義理のお兄さんからの貸借ということもあり、また、器具や資材の調達を義理のお父さんから借りられるということで、農業の指導も義理のお父さんに仰ぎながらやると意欲はあるようでしたので、受け付けたところです。
	4番	議長、4番 この方は、新規ということだと思いますが、認定農業者の方はどうなっておりますか、新規就農については、国の補助金もありますよね。そこ辺はどうなっておりますか。
	事務局	議長、事務局 この方は、川南町で把握している限りは、就農認定は受けておりません。ご自身で実践塾に入られて、就農をしたいということなので、町の関与を受けず、就農資金も得られておりません。
	11番	議長、11番 この方の年齢はいくつぐらいですか。
	13番	議長、13番 50歳になります。奥さんは会社員なので、先ほどもあったように義理の父親が農業に携わることになります。
	議長	他にございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。
	議長	次に、2号 。
2号 補足説明	8番	議長、8番 。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第59号 4条承認	議長	【日程第6】 議案第59号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第59号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
	委員長報告	6番 議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 1月20日午前9時より第3会議室において、第1小委員会を開催しました。事務局の説明の後、現地を確認してきました。1号議案については許可相当。2号議案については、鶏舎敷地内ということで直接は見ておりませんが、内容等をみて、始末書要件でございますが、許可相当と判断しました。詳しくは、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議お願いします。
委員長報告	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	2番	議長、2番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、美国ヶ池公民館のそばであります。事業用の駐車場ということでの申請でございますが、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであることから不許可の例外に当たると考えます。調査しましたが何ら疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、2号 。</p>
2号 補足説明	2番	<p>議長、2番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。鶏舎敷地内の通路ということになっておりますが、委員長報告にあったとおり、現地には入っておりませんが、本人に確認しまして、始末書も出ておりますので問題ないものと思います。農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であることから不許可の例外に当たると考えます。調査しましたが何ら疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第60号 5条承認	議長	【日程第7】議案第60号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第60号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 1月20日午前9時より第3会議室において、第1小委員会を開催しました。事務局の説明の後、現地を確認してきました。1号議案について57号議案にあった事業計画の変更ということで現地を見ております。2号につきましては、堆肥舎がすでに建っており、始末書案件で許可相当と判断しております。詳しくは、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議お願いいたします。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。渡人は高鍋に住んでおられて、その空き家を受人が買って、隣の土地を旦那さんが左官業をされているということで、材料や資材置き場として使いたいということであがってきております。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内的の農地、第3種農地になります。許可できると思います。調査しましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、2号 。</p>
2号 補足説明	2番	<p>議長、2番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、善太郎屋の道路の反対側の鶏舎跡地が駐車場になっておりますが、その奥の方にあります。農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるから不許可の例外に当たると考えます。調査しましたが何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>2号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第61号 促進(中間管理権)	議長	【日程第8】議案第61号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第61号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、38件でございます。 内訳は、更新が1号から20号までの20件、新規が23号から40号までの18件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 >
1号から20号	議長(代)	ここで、1番、8番、18番委員の退室を求めます。 < 1番、8番、18番委員退室 >
	議長(代)	1号から20号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	1号から20号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	ここで、1番、8番、18番委員の入室を許可します。 ＜ 1番、8番、18番委員入室 ＞
	議長(代)	ここで、議長を交代します。 ＜ 1番委員に議長交代 ＞
	議長	引き続き、23号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	23号、24号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	17番	議長、17番。 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手は住所が東京になっておりますが、実家が十文字で姉さんが十文字に住んでおります。同じ十文字に住んでいる借り手が無償で借りておりましたが、今回、中間管理事業を通しての賃貸借となります。借り手は、認定農業者であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	13番	議長、13番。 25号、26号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、沓袋になります。使用貸借になっておりますが、現金直接払いということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願います。</p>
27号、28号 補足説明	議長	25号、26号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	13番	<p>議長、13番。 27号、28号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、銀座から尾鈴キャンプ場へ上がっていく道に高速道路が横切っていてその手前を北に入ったところになります。これも使用貸借となっておりますが、賃金直接払いとなっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願います。</p>
	議長	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	27号、28号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	29号、30号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
29号、30号 補足説明	11番	議長、11番。 29号、30号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、14地区の農村公園の近くになります。現地は、白菜の苗が植えられていました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号、32号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
31号、32号 補足説明	11番	議長、11番。 31号、32号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この場所も先ほどの農村公園のそばになりますが、先ほどの案件の土地と隣り合わせで地続きになっております。ここも既に白菜の苗が植わっておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	31号、32号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	31号、32号 については、承認することといたします。
	議長	33号、34号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
33号、34号 補足説明	11番	議長、11番 。 33号、34号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、14地区の和牛の繁殖農家をしている方の牛舎の東側になります。現地は、ブロッコリーの苗が植えられていました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	33号、34号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	33号、34号 については、承認することといたします。
	議長	35号、36号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
35号、36号 補足説明	17番	議長、17番 。 35号、36号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。この土地も十文字の実家の近くでありまして、隣の農地を今回借りられる方が作付けしております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	35号、36号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	35号、36号 については、承認することといたします。
	議長	37号、38号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
37号、38号 補足説明	16番	<p>議長、16番。 37号、38号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、黒坂の信号機から東に向かって突き当りを甘付神社に向った右側になります。5年間の使用貸借となっておりますが、反あたり25,000円払うとのことでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	37号、38号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	37号、38号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	39号、40号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
39号、40号 補足説明	10番	議長、10番。 39号、40号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、運動公園から井手ノ上に向かって橋を渡ったすぐの右側の田んぼになります。前の耕作者との契約が切れて、今回、新たな耕作者との契約となった次第です。賃料は、直接支払いとなっています。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いたします。
	議長	39号、40号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	39号、40号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第62号 非農地証明	議長	【日程第9】 議案第62号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第62号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 同じく1月20日に第1小委員会におきまして、非農地の現地調査をしてきました。上物は何もなく、きれいにされてましたが地を見ると大きな石が出ていてとても耕作できる土地ではないと判断しております。詳細につきましては、担当委員の説明をいただき、御承認をお願いします。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、込の口から尾鈴キャンプ場に上がっていく一本道に都農町という看板がでてきますが、そのの堺のところの道沿いの山手側になります。申請地は、平らでなく、山にせり上がっていくような土地になります。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、10年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第10】「その他」となっています。 何かありませんか。
	11番	議長、11番 《調査対象者への担当委員から電話連絡する際につながらないことがあるため、何等か対策があれば》
	事務局	議長、事務局 担当委員からいつからいつまでの間に電話があることを伝えてはいるが、今後も徹底する。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 所有権移転のため6件の計6件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
変更申出	事務局	議長、事務局。 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告いたします。賃借料の変更が2件ありました。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「2月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「2月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 ＜視察研修の復命書について＞ ＜遊休農地の調査の報告について＞ ＜議会との意見交換会について＞
	議長	事務局より説明がありました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和8年1月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。